

発明通信社主催・日本知的財産仲裁センター ADR 事業活用セミナー

「紛争解決のための調停・仲裁の基礎知識

～調停と仲裁はこんなに違う！～

開催日時：2015年2月19日（木曜日）15：00～17：00

開 場：株式会社発明通信社 本社（東京都千代田区内神田1-12-2）

無 料

事前予約制

知的財産紛争、例えば、権利侵害の存否に関する紛争、特許権実施許諾契約や共同開発契約などの契約に関する紛争、職務発明や営業秘密などのように第三者に知られたくない紛争、技術標準に関連しての特許権行使の紛争について民事的な解決を図る手段として、ADR（裁判外紛争解決）があります。ADRは、非公開性という裁判所にない特徴を有しています。

日本知的財産仲裁センターは、日本弁理士会と日本弁護士連合会が知的財産権の分野での紛争処理を目的として、1998年4月1日より運営を開始したADR機関です。2012年11月1日に、ADR法に基づく認証を受けたADR機関となりました（認証第119号）。現在、全国8箇所（東京本部、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所及び九州支所）の拠点で業務を行なっています。

日本知的財産仲裁センターを利用したADRは、知的財産の専門家たる弁理士、弁護士が仲裁人、調停人として紛争解決に当たり、柔軟性を持った紛争解決を行います。

2000年8月に社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）と協定を締結しJPNICに登録しているインターネットで使用するJPドメイン名の紛争を解決するための「JPドメイン名に関する認定紛争処理機関」になり、2004年3月から「センター判定」、2011年4月から「適合性判定」という新しいサービスもそれぞれ開始しています。

多国間にわたる国際的な紛争、例えば、A国とB国の企業がそれぞれの国、または第三国において、特許紛争に関わっている場合に、各国ごとに裁判で紛争解決することは、費用と時間の面から得策ではなく、しかも、その訴訟動向が公になるという欠点があります。一方、調停、仲裁によれば、その場ですべての国における紛争を包括的に解決できるという利点があります。

当日のセミナーにて詳細をご紹介致しますので、ご興味を持たれました方は是非ご参加下さい。

＜第1部＞ 日本知的財産仲裁センターの紹介

講師：日本知的財産仲裁センター運営委員、日本弁理士会ADR推進機構運営委員

弁理士 下田一弘

内容：日本知的財産仲裁センター（JIPAC）が提供するサービスについて説明します。

＜第2部＞ 紛争解決のための調停・仲裁の基礎知識 ～調停と仲裁はこんなに違う！～

講師：日野法律特許事務所 所長

弁護士・弁理士 日野修男

内容：ADR（調停・仲裁）の基礎知識を国際的紛争解決も含めて紹介します。

*「日本知的財産仲裁センター」とは、日本弁理士会・日本弁護士連合会が共同で運営している機関です。

下記の必要事項をご記入いただき、「個人情報利用」に同意の上、お申し込み下さい。



FAX： 03-5281-5512

E-Mail： seminar_t@hatsumei.co.jp



貴社名		部署名	
ご芳名		E-mail	
TEL		FAX	
ご住所	〒		

個人情報利用の
同意内容 お客様にご記入頂きました個人情報は、お客様との契約履行のためまたはセミナー、取り扱い商品、技術情報に関するご案内、お客様へ提供した製品のサポート、メンテナンスを実施させて頂くために弊社において利用致します。

<個人情報取り扱いについて>

- 1、お客様にご記入頂きました個人情報は、弊社によって適切に管理し、情報の紛失、破壊、改ざん、及び漏洩等が起きぬよう安全対策を講じます。
- 2、弊社は、お客様にご記入頂きました個人情報をお客様の同意がない限り第三者に提供致しません。

株式会社発明通信社

東京都千代田区内神田1-12-2

TEL：03-5281-5511

(20150219 国内外紛争処理助成セミナー)